

建築法制委員会の活動

歴史・設置目的

- ・1953年 建築法規調査委員会として発足
- ・1969年 建築法制委員会に改組
 - 建築法制と学術研究との関係の密接化・合理化を図って建築行政の進展に寄与することを目的とする
- ・1972年 **建築法規用教材** 発刊
- ・1984年 建築法規用教材、現在の形になる
 - 後、**毎年改訂**となる
- ・2000年 建築基準法50周年連続シンポジウム開催
- ・2002年 本委員会内にWGを設け、
 - 「**地域に根ざした建築・まちづくりにむけて - 建築基準法集団規定再構築のための社会提言(草案)**」をとりまとめた。
 - 建築基準法・都市計画法特別研究委員会設置につながる
- ・2005年 「**建築基準法性能規定のあり方**」提言に向けて検討中

2005年大会研究懇談会予定テーマ

天空率導入による斜線制限緩和手法 - その可能性と限界を考える -

広汎な研究対象 (候補を含む)

()内は関連団体・組織

1. 法体系のあり方・法で何を定めるべきか
(法のグランドデザイン)
2. 集団規定～都市計画法(都市計画委員会・都市計画学会
その他)
3. 単体規定(各研究調査委員会・その他)
4. 法の運用・執行体制(日本建築行政会議・その他)
5. 資格制度(建築士会・建築家協会・その他)
6. 契約制度・瑕疵(建築司法支援会議・その他)
7. 外国の法制度
1～4 (行政法の専門家・その他)

これまでの大会研究懇談会主題

黒字: 法制度一般・運用関連

赤字: 集団規定・まちづくり関連

青字: 単体規定関連

1985年 建築法規の解釈はどうあるべきか

1986年 まちづくりと建築法制

1987年 技術の進歩と法規制

特別講演「英国における建築法令の大改革とその後」マーガレット・ロウ

1988年 改正建築基準法の評価と問題点

1989年 よりよい街並のための法制度はどうあるべきか

1990年 よりよい街並のための法制度はどうあるべきか (Part2)

1991年 建物の維持保全が良好に行われるための法制度はどうあるべきか

1992年 工事監理の業務内容と責任 - 法で規制すべきもの、誘導すべきもの

1993年 今回の法改正と用途地域指定の実情を考える

1994年 規制をこえた建築・まちづくりの展望

1995年 既存不適格建築を考える

1996年 性能規定の必要性と問題点

1997年 性能規定の法定化による社会へのインパクト

1998年 都市・建築の規制緩和の流れの中で専門家の果たすべき役割はなにか

1999年 「住宅性能表示への期待と課題を探る」 - 性能表示は一般消費者の要望に応えられるか

2000年 改正建築基準法のうち確認・検査にかかる制度の現状と課題

2001年 建築基準法集団規定のあり方を展望する - 集団規定の見直しの方向と地域における展開

2002年 建築・都市にかかわる法制度の地域における創造的活用

2003年 確認・検査の民間開放(建築基準法執行体制の改変)を考える

2004年 性能規定化における建築確認の意義と限界 - 性能規定の適合性の検証のあり方考える -

2005年 天空率導入による斜線制限緩和手法 - その可能性と限界を考える - (予定)

建築法制委員会の特性

- ・法制度は、総合性 / 実務性 / 同時代性を有する
研究対象が幅広い / 市民との接点も大きい
- ・専門の研究者が少なく、かけもちの活動である場合が多い
 - ・専門教育は、非常勤講師に依存している(と思われる)
 - ・法関連論文が他ジャンルに提出される
 - ・学会建築法制委員会がほぼ唯一の研究・情報交換の場
委員をやめるとその場を失う
- ・法制研究には、学術研究だけではなく、実務の経験が重要である
- ・予算が少ない(交通費が十分、払えない)
 - ・本委員会と小委員会を同日開催せざるを得ないが、自治体職員、民間企業勤務者は、日中の会議に出席しにくい。

建築法制委員会本委員会・小委員会委員の構成(委員数36人)
大学等 / 行政・民間確認機関等 / 民間 ほぼ1 / 3ずつ

組 織 - 3つの小委員会

- ・ **法制度研究小委員会** (2001.4 ~ 2005.3 主査:松本光平)
 - 現行法制度の問題点を研究し、改善やあるべき法制度を提言する
前半は、建築基準法集団規定再構築のための研究
特別研究委員会に発展
後半は、単体規定を主対象とした性能規定化について研究し、提言予定
- ・ **市街地環境基準小委員会** (2001.4 ~ 2005.3 主査:赤崎弘平)
 - 法規制の基準を検討し、法適用によって生み出される市街地環境像を検証、問題と課題を提示する
課題を提示
- ・ **教育普及小委員会** (2001.4 ~ 2005.3 主査:吉田正良)
 - 建築法規用教材(毎年改訂)を編集・刊行する
毎年改訂版を刊行

組 織 - 3つの小委員会(次期)

- ・ **建築ストック法制度研究小委員会** (2005年4月～2009年3月)
 - 「ストック時代における建築規制のあり方」を探求する
- ・ **集団規定の性能規定問題検討小委員会** (2005年4月～2009年3月)
 - 各種制限の「性能規定」化の可能性とその問題・課題を明らかにする
- ・ **教育普及小委員会** (2005年4月～2009年3月)
 - 建築法規用教材(毎年改定)を編集・刊行する

取り組みの課題

1. 研究対象とそれへの対応体制のあり方
2. 教育・研究体制のあり方
 - 大学・高専・工業高校等の教育体制の実態把握
3. 研究者のネットワークのあり方
4. 法制度関連諸団体・組織との関係のあり方
 - 他の学術調査委員会を含む
5. 市民啓発のあり方
6. 以上の検討・実現方法

建築法制委員会からの要望

分野横断的委員会であり、大学等に専門の講座がないことから、建築法制委員会が**建築法制研究のほとんど唯一の場**

1. 委員会存続の必要性に基づいた**予算額の確保**を望む
(現状は、交通費が十分払えないこともあり、本委員会と小委員会を同日開催などで対応、夜間のみ出席可能な委員の確保が難しい。)
2. **小委員会の性格付け**をある程度弾力的に扱ってほしい
 - ・小委員会申請書中の「緊急性」、「新規性」がなくとも、唯一の研究の場として「必要性」が高い場合がある。